

## 議会基本条例各条文案

### 【1-1 目的】

A案	<p>この条例は、地方自治の本旨に基づき、二元代表制のもとでの議会の役割を踏まえつつ、議会及び議員の責務、活動原則その他の議会に関する基本的事項を定めることにより、公平、公正で透明な議会運営を図り、もって市民福祉の向上及び公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。</p>
B案	